

倉吉市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第8号

倉吉市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年倉吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{さく}部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{さく}部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>
<p>(路肩)</p> <p>第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯、<u>停車帯又は自転車通行帯</u>を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>2～7 略</p>	<p>(路肩)</p> <p>第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯<u>又は停車帯</u>を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>2～7 略</p>
<p>(自転車道)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第8条 略</p>
<p>(自転車通行帯)</p> <p>第8条の2 <u>自動車、自転車又は歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p>	

3 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～6 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、長さを15メートルまで縮小することができる。

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～6 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、長さを15メートルまで縮小することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。